令和９年度　福岡アジア美術館　通訳・翻訳専門員

（福岡市会計年度任用職員）募集案内

福岡アジア美術館では、下記のとおり、通訳・翻訳専門員（福岡市会計年度任用職員）を募集します。

１　応募受付期間

令和８年１１月１６日（月）～令和８年１２月１６日（水）【 郵送のみ 必着 】

２　募集内容

職名	通訳・翻訳専門員（福岡市会計年度任用職員）
採用予定人数	１名
職務の概要	・外国人来賓・美術作家等の通訳 ・外国文書・美術作品の解説等の翻訳 ・外国との通信　　（以上、英和・和英） ・その他、所属長が必要と認める業務
勤務地	福岡アジア美術館（福岡市博多区下川端町３－１　リバレインセンタービル７・８階）
任用期間	令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで ※勤務成績が良好な場合、６５歳に達するまでは、再採用（翌年度も採用）を４回まで行うことがあります。 ※６５歳に達した職員が任期満了後も勤務を希望する場合、公募に応募することになります。
応募資格	１　次の要件をすべて満たす人 （１）大学（短大を除く）または大学院を卒業・修了していること。 （２）１年以上の英語を用いた就業経験があること。または実用英語技能検定１級・TOEIC 900 点以上、またはそれに相当する英語力があること。日本語を母国語としない場合は、上記と同等の英語力に加え、日本語検定１級あるいは同等レベルの資格を有すること。 （３）基本的なパソコン業務が不自由なく行えること（ワード、エクセル等）。 ※　美術史、美術館運営、美術館教育、キュレーター学等の分野を日本または海外で履修していることが望ましい。 ２　地方公務員法第１６条の各号のいずれにも該当しない人 【地方公務員法第１６条（抄）】 （１）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 （２）福岡市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から２年を経過しない人 （３）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人 ※地方公務員法の改正が行われた場合は、その定めるところによります。 ３　日本国籍を有しない場合は、任用開始時に就労可能な在留資格を有する（見込がある）人

３　選考の日時・会場・試験内容・合格発表

第１次選考	応募書類をもとに書類選考審査を行い、 第１次合格者５名程度を決定。	令和８年１２月２２日（火）頃に応募者全員に合否通知を発送予定。
第２次選考	①筆記試験（６０分）：英語 ②面接試験（３０分）：英語、人物評価	令和９年１月１０日（日）に福岡アジア美術館で実施予定。詳細は、第１次選考合格者に通知。
合格発表	令和９年１月１３日（水） ※福岡市ホームページ及び福岡アジア美術館ホームページで合格者の受験番号を掲載するとともに、 受験者に結果を文書で通知します。 ※合否結果について、電話による問い合わせにはお答えできません。	

４　合格から採用まで

（１）最終合格者は、令和１０年３月３１日までを登録期間とする会計年度任用職員採用候補者名簿（以下、「候補者名簿」という。）に登載されます。

（２）候補者名簿に登載された人のうち、成績上位の人から順に令和９年４月１日以降の採用を行います。

（３）令和９年４月１日に採用されなかった場合でも、業務の必要に応じて年度中途に候補者名簿から採用を行うことがあります。

（４）地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後１カ月（勤務日数が 15 日に満たない場合は 15 日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに正式採用になります。

５　勤務条件等

勤務日	原則、週５日 ※土日、遅出のシフト勤務があります。
休日	４週間で８日 国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（１２月２９日～翌年１月３日） ※業務上必要に応じて、祝日に勤務することがあります。
勤務時間・ 休憩時間	週２７時間３０分 ※シフト勤務で割り振る勤務時間 ・１０時００分から１６時３０分まで（うち休憩時間６０分） ・１３時４５分から２０時１５分まで（うち休憩時間６０分）
給与	月額２１４，９１１円～２３１，７７３円（地域手当を含む）※令和９年度見込み ※採用日前１０年間において、本市職員（会計年度任用職員や臨時的任用職員、嘱託員を含む）として在職期間がある場合、その職歴に応じて、給与月額を決定します。
期末手当	年２回（６月、１２月）在職期間に応じて支給 ※令和９年度は年間で給与の２．５２５月分（見込み）を在職期間に応じて支給
勤勉手当	年２回（６月、１２月）在職期間に応じて支給 ※令和９年度は年間で給与の２．１２５月分（見込み）を勤務期間等に応じて支給
交通費	条例、規則等に基づき別途支給（月５５，０００円まで）
その他諸手当等	条例、規則等の定めるところにより、時間外勤務手当等が支給されます。

休暇等	任用期間に応じて年次有給休暇（１年間に最大２０日）を付与。 その他、育児・介護等に係る休暇制度があります。
社会保険	任用期間等に応じて健康保険（福岡市職員共済組合）、厚生年金、労災保険、雇用保険の適用があります。
公務災害	労働者災害補償保険制度または福岡市議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例に基づき補償します。
服務	地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます。 （服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等への従事等の制限）
その他	・給与等支給日：毎月２０日 （ただし、時間外勤務手当等の実績に応じて支給する手当については、翌月２０日） ・採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

６　応募方法等

提出書類	ア　福岡アジア美術館　通訳・翻訳専門員（会計年度任用職員）受験申込書 ※申込書は、福岡市ホームページ、福岡アジア美術館ホームページからダウンロードできます。 イ　応募資格１（２）を証明できる書類等のコピー
受付期間	令和８年１１月１６日（月）～令和８年１２月１６日（水）【必着】
提出方法	・郵送のみ ・封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きし、封筒の裏に差出人の住所・氏名を明記のうえ、特定記録または簡易書留で郵送してください。特定記録または簡易書留によらない場合の事故等については、責任を負いません。
提出先	〒812-0027 福岡市博多区下川端町３－１　リバレインセンタービル８階 福岡アジア美術館　学芸課　採用試験担当

７　その他

・提出された書類は、返却いたしません。
・申込書に記載された個人情報については、適切に管理し、当採用事務以外で使用いたしません。
・試験成績については、本人に限り、合格者発表日の翌週月曜日から１カ月間、郵送により開示の請求を行うことができます。
・施設の敷地内または屋内は全面禁煙です。また、勤務時間中の喫煙は禁止です。
・当募集及び選考試験において、セクシュアル・ハラスメント等に該当する行為を受けた場合、またはそのおそれがある場合には、以下のハラスメント相談窓口へご相談ください。

総務企画局人事部　服務課職場適正係
TEL：092-711-4187　FAX：092-733-5559　MAIL：gharassment@city.fukuoka.lg.jp

※相談にあたって、相談者のプライバシーは保護され、相談したことを理由に不利益な取扱いをされることはありません。

８　問い合わせ先

福岡市経済観光文化局アジア美術館学芸課　　担当：佐々木、五十嵐
〒812-0027　福岡市博多区下川端町３－１　リバレインセンタービル８階
TEL：092-263-1100　FAX：092-263-1105